

・ H27. 7. 28 **追加**

○Ⅷ－２ 個別の指導・助言の取組の趣旨について

旧	新
	<p data-bbox="807 479 1358 546">Ⅷ－２ 個別の指導・助言の取組の趣旨について</p> <p data-bbox="807 591 1358 770">Q 政治資金適正化委員会が登録政治資金監査人に対して実施する個別の指導・助言の対象となった場合、政治資金監査を行うことができなくなるのでしょうか。</p> <p data-bbox="807 815 1358 949">A 個別の指導・助言の取組は、登録政治資金監査人に対して注意喚起を行うことにより、政治資金監査の更なる質の向上を図ること等を目的としています。</p> <p data-bbox="831 965 1358 1099">このため、個別の指導・助言の対象となったことをもって、政治資金監査を行うことができなくなるわけではありません。</p> <p data-bbox="831 1115 1358 1361">ただし、登録政治資金監査人は、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行うことが法律上求められていますので、「政治資金監査チェックリスト」及び「政治資金監査報告書チェックリスト」も活用し、引き続き適確な政治資金監査の実施をお願いします。</p>